第16回社会保障審議会

平成17年2月9日

資料2-4

総合施設の「審議のまとめ」(ポイント)

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」 (審議のまとめのポイント)

幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討

- 〇子どもが心豊かにたくましく生きる力の育成
- ○親や地域の子育て力の向上
- 〇子育てに喜びを実感できる社会の形成

教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み

既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度

基本的機能

意義

理念

〇親の就労事情等に関わらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本

○加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

対象者

•3~5歳児 幼稚園と同様に4時間程度の利用

保育所と同様に8時間程度の利用

・O~2歳児 親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用

保育所と同様に8時間程度の利用

親子育で相談・助言等

- 〇多様な利用形態を可能に
 - ・週に数日程度の利用
 - ・一時的な利用
 - ・短時間の利用
 - •延長利用

など

教育・保育の内容

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、モデル事業も含め、引き続き検討
- ・3~5歳児の4時間の共通時間は、幼稚園教育に相当するものと位置付け

職員配置 施設設備

- ・経営の効率性のみを重視せず、子どもの健やかな育ちを中心においた上で、柔軟な 対応が可能となるよう、モデル事業も含め、引き続き検討。
- ・3~5歳児:幼稚園と異なり4時間利用のほか、8時間利用の子どもがいることを前提 とした検討
- ・O~2歳児:保育所と同様に、子どもが8時間利用することを前提とした検討
- ・食事の提供方法について、子どもの年齢構成や地域の実情に応じた方策を検討

職員資格等

保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかの資格で従事可能。ただし、3~5歳児の 4時間の教育は幼稚園教諭免許、0~2歳児の保育は保育士資格を中心に検討。

設置主体·管理運営

- ・安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮
- ・子どもの視点を踏まえた自己点検・評価や第三者評価、情報提供が重要

利用料•保育料

- ・幼稚園・保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、応益負担・応能負担等に配慮
- ・利用料の設定は、各総合施設で行うことが適当

財政措置等

総合施設の意義・理念に照らし、ふさわしい費用負担の仕組みを検討

地方公共団体における 認可・監督等の体制

- ・地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可等を行う部署を決定
- ・小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と総合施設の連携が必要

が稚園・保育所

地域の実情に応じた取組のための選択肢の提供

- 既存の幼稚園・保育所の連携等により対応するか、これを基盤としつつ、さらに総合施設を 組み合わせて対応するかは、地域の実情に応じて判断
- 総合施設は、既存の幼稚園・保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と相まって、 子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について (審議のまとめ)

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議

平成16年12月24日

本検討会議においては、本年5月から「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(以下「総合施設」という。)」について検討を進め、8月には、その基本的な在り方について中間まとめを行ったところであるが、その後、一層の具体化が必要な点等について更に検討を進め、このたび、以下のとおり審議のまとめを行った。

1 就学前の教育・保育をめぐる現状と課題

○ 生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の教育・保育については、次のような課題が指摘されている。

(子どもを取り巻く環境の変化と子どもの育ちの課題)

・子どもをめぐる社会的環境の著しい変化の中で,近年の子どもの育ちについては,基本的な生活習慣や態度が身に付いていない,運動能力の低下,他者とのかかわりが苦手,自制心や規範意識が十分育っていないなどの課題が指摘されている。

(集団活動や異年齢交流の機会の不足)

・少子化が進行し、子どもの数やきょうだいの数も減少する中で、乳幼児の成長・発達にとって大切な、集団の中で同年齢児あるいは異年齢児と共に 育つ体験を十分に得ることが困難な状況となっている。

(多様な教育・保育ニーズへの対応)

・パートタイム労働等の就業形態をはじめとする生き方(ライフスタイル) の多様化などと相まって保育ニーズも多様化しており、こうした多様な保 育ニーズへの対応が求められている。他方、幼稚園教育についても、地域 によってその機会が偏在しているとともに、保護者の就労等の事情により 幼稚園における教育を希望する者がこれを受けられない状況も見られる。

(子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下)

・核家族化の進行や地域関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低 下等を背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加 している。

子育てを取り巻く環境が変容する一方で、特に幼稚園や保育所に通っていない在宅の3歳未満の子どもの子育て支援について、保護者が子育ての相談をする場や子どもと共に交流する場が不足している状況がある。

(仕事等と子育ての両立支援)

・共働き世帯が半数を超え、厳しい社会経済情勢の中で、仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、待機児童の解消を図るための取組とともに、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しが求められている。

(幼稚園・保育所をめぐる諸課題)

・現在,各地域において幼稚園と保育所の連携が進みつつあるが,地域の課題や親の幼児教育・保育のニーズが多様化する中で,地域によっては既存の制度の枠組みによる連携だけでは,必ずしも柔軟に対応できない状況が指摘されている。

また,子どもの発達は連続していることから,就学前の子どもを対象として,幼児教育・保育を行う施設と小学校との連携強化の必要性が指摘されている。

2 意義・理念

○ 総合施設の在り方については、子どもと親を取り巻く社会環境が変化する中で、子どもの視点に立ち、生涯学習の始まりとして人間形成の基礎を培う幼児教育の観点、そして社会全体で次代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援の観点から検討を進めることが必要である。

すなわち、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、 次代を担う子どもが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付け、ま た、子どもを育成する父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高ま るよう、地域に開かれたものとして地域の様々な人々の参加も得つつ、各種 の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるよう な社会を形成していくとの基本的認識に立って検討することが重要である。 ○ また,総合施設については、地域によっては既存の制度の枠組みだけでは 必ずしも多様化する幼児教育・保育のニーズに柔軟に対応できにくい状況が あることから、規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持っ て地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応すること ができるようにするための新たなサービス提供の枠組みを提示しようとする ものである。

したがって,既存施設からの転換や既存施設がその有する機能を互いに生かしつつ連携することなどを含め,可能な限り柔軟な制度とする方向で検討すべきであり,積極的に施設の新設を意図するものではない。

- こうした総合施設という新たな選択肢が生まれることで、幼児教育の機会の拡大や地域の子育て家庭に対する支援の充実が図られるとともに、幼稚園と保育所をめぐる諸課題や待機児童の解消等につながることが期待されるが、これからの就学前の教育・保育に求められる取組を積極的に推進することにより、既存の幼稚園や保育所における教育・保育サービスの在り方にも好ましい影響を与えるものと考えられる。
- 「総合施設(仮称)」の法制度上の名称については、その理念や機能を踏ま えた適切なものとする必要がある。なお、個々の施設の呼称については、法 制度上の名称とは別に、各施設の設置者において、より地域住民に親しみや すいものとすることも考えられる。

3 基本的機能

- こうした意義・理念を踏まえ、総合施設については、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを基本とすることが適当である。
- また,子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下を踏まえれば,総合施設において,上記の基本的機能に加え,地域の実情等に応じて,在宅を含め地域の子育て家庭に対し,子育てに関する必要な相談・助言・支援を行うとともに,これらの地域の親子がだれでも交流できる場を提供することが重要である。

総合施設は、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親と共に子育てに 参加し、親の育児力の向上(親の育ち)を支援することを通じて、子どもの より良い育ちを実現するものとすべきである。